

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第82号）

答申日：平成28年5月26日（平成28年度（行情）答申第87号）

事件名：特定裁判官の履歴書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

閣議書（特定日付け特定番号）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年9月24日付け閣総人684号により内閣官房内閣総務官（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、特定裁判官に関する部分の一部を開示しない決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

本件部分開示決定は法5条1号及び6号二を理由とするものである。

しかし、全裁判官経歴総覧には、特定裁判官の年齢、出身都道府県、出生の年月日及び出身大学が掲載されていることにかんがみ、具体的にいかなる理由により不開示情報に該当するかを明らかにしてもらうために審査請求をする。

（2）意見書

ア 「全裁判官経歴総覧」に掲載されている出身都道府県及び出生の年月日は、司法大観（裁判所の部）に書いてある経歴を転記しただけであると思われるから、「全裁判官経歴総覧編集委員会」なる民間業者による独自の取材とは評価できない。

また、全裁判官経歴総覧に59期以上の裁判官の生年月日、出身大学等の個人情報掲載されていることに関して、最高裁は特に問題意識を持っているわけでもない。（資料1 添付省略）

そのため、「全裁判官経歴総覧」に掲載されている出身都道府県及び出生の年月日は、慣行として公にされている情報であるといえる。

イ 判事の場合，指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じて，報酬以外の給与が支給されている（裁判官報酬法9条1項本文）ことからすれば，指定職俸給表の適用を受ける職員（本府省課長相当職よりもランクが高い職員）と同視できるといえる。

そして，平成19年5月22日付の「国の行政機関における幹部公務員の略歴の公表のあり方について」（資料2 添付省略）によれば，本府省課長相当職以上の者については，求めに応じて生年月日を含む略歴書を提供することになっている。

そのため，判事である特定裁判官の年齢，出身大学を含む略歴は，指定職俸給表の適用を受ける職員の略歴と同様に，慣行として公にされている情報といえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

ア 本件審査請求の趣旨について

本件は，審査請求人より「平成25年特定日に判事に再任された，特定裁判官（特定期）の履歴書（最新版）」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。これを受け，処分庁では，当該請求に係る文書について原処分を行ったところ，審査請求人より当該処分において不開示とした部分の開示を求める審査請求が提起されたものである。

イ 原処分の妥当性について

処分庁は，閣議書（特定日付け特定番号）中，特定裁判官の履歴書は，同裁判官の氏名，本籍，現住所，出生地，出生の年月日，旧氏名，学歴及び経歴に関する情報が記載されており，全体として法5条1号前段の個人識別情報に該当するが，氏名及び経歴の一部は，同号ただし書イの慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報に該当することから，開示し，本籍，現住所，出生地，出生の年月日，旧氏名，学歴及び経歴の一部は，一般的な公表慣行はなく，現に公表していないことから，同号ただし書イの情報に該当しないものとして，不開示とする原処分を行ったものである。

したがって，原処分は，妥当である。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は，原処分について「本件部分開示決定は法5条1号及び6号二を理由とするものである。しかし，全裁判官経歴総覧には，特定裁判官の年齢，出身都道府県，出生の年月日及び出身大学が掲載されていることにかんがみ，具体的にいかなる理由により不開示情報に該当す

るかを明らかにしてもらうために審査請求をする。」と主張している。

しかしながら、「全裁判官経歴総覧」は、「全裁判官経歴総覧編集委員会」なる民間業者による独自の取材・編集に基づいて発行されるものであるから、そこに登載された情報が直ちに公表慣行を基礎づけるものであると言うことはできない（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成19年度（行情）答申第65号）。

エ 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は適法に行われているところから、原処分は維持されるべきである。

2 補充理由説明書

履歴書の「現住所」欄については、法5条1号前段の個人識別情報に該当するため不開示としたところであるが、再度精査した結果、現在は「現住所」欄に現住所を記載しない取扱いとなっており、同欄について個人識別情報が記載されていると言えないことから、開示可能な情報と認められるとし開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| ① | 平成28年2月8日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月25日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月26日 | 審議 |
| ⑤ | 同年4月12日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月20日 | 諮問庁より補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同年5月24日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成25年特定日に判事に再任された、特定裁判官（特定期）の履歴書（最新版）」の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として閣議書（特定日付け特定番号）を特定し、その一部が法5条1号及び6号二に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、特定裁判官に関する不開示部分（具体的には、本件対象文書のうち、特定裁判官の履歴書の本籍、現住所、出生地、出生の年月日及び旧氏名の記載部分並びに学歴及び経歴の記載部分の一部）（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、補充理由説明書において、本件不開示部分のうち、現住所の記載部分につ

いては、開示するとしているが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、法5条1号に該当するとして不開示としたことを妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性

当審査会において本件対象文書を見分したところ、当該裁判官の履歴書には、表題部、頁番号、本籍、現住所、出生地、氏名、出生の年月日、旧氏名、年号、月、日、事項、庁名の各欄が設けられており、不開示維持部分は、本籍、出生地、出生の年月日及び旧氏名の記載欄の全て並びに年号、月、日、事項及び庁名の記載欄の一部であり、年号、月、日、事項及び庁名の記載欄には当該裁判官の学歴及び経歴が記載されていると認められる。

当該裁判官の履歴書は、その氏名欄には、当該裁判官の氏名が記載され、その他の欄には、当該裁判官の経歴等が具体的に記載されていることからすると、当該履歴書に記載された情報は、全体として、当該裁判官に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書イ該当性について

審査請求人は、審査請求書において、「全裁判官経歴総覧」には当該裁判官の年齢、出身都道府県、出生の年月日及び出身大学が掲載されていると主張するところ、「全裁判官経歴総覧」は民間の発行者による独自の取材・編集に基づいて発行されるものであるから、そこに掲載された情報が直ちに公表慣行を基礎付けるものとはいえない。

したがって、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とみるべき事情は認められないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

(3) 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

不開示維持部分に記載された、当該裁判官個人に関する詳細な経歴の情報は、当該裁判官の具体的な職務遂行の内容に直接結び付く情報とはいえず、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(4) 法6条2項の部分開示の可否について

原処分において、特定の個人を識別することができる記述である氏名が既に開示されていることから、法6条2項の適用の余地はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号二に該当するとして不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史